

食品産業等生産性向上緊急支援事業実施要綱

制定 29 食産第 4265 号
平成 30 年 2 月 1 日
農林水産事務次官依命通知

第1 趣旨

我が国経済は、人手不足の深刻化等の課題が浮き彫りになってきており、特に食品産業等においては、これらの課題によって生産活動を維持・拡大することが困難となっており、その生産性の低下が懸念されている。

このため、本事業により、食品製造業の生産性を飛躍的に向上させる設備の導入や、農業分野の価値あるデータの知的財産保護や活用の推進を支援すること、食品産業等の生産性向上を図ることとする。

その際、政府全体で「生産性革命」に向けた特に生産性の低い業種・中小事業者に対する集中的な対応が求められていることに鑑み、その支援の効率化・重点化を図る観点から、食品産業等全体に波及効果が高く、その成果が他の事業者に広く共有される取組について、優先的に支援措置を講ずることとする。

第2 目的

人手不足の深刻化等によって生産活動を維持・拡大することが困難となっている食品産業等の生産性向上を図るため、食品産業全体の取引改善等の課題解決や食品製造業の生産性向上フォーラムの開催、食品製造業の生産性を飛躍的に向上させる設備の導入、農産物等の物流効率化システムの導入及び農業分野の価値あるデータの知的財産保護や活用の推進について、緊急的に支援することを目的とする。

第3 事業の種類等

本事業において実施する事業の種類及び内容並びに事業実施主体は、別表に掲げるとおりとする。

第4 事業の実施

本事業の採択基準については、食料産業局長が別に定める。

第5 事業実施計画

1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施主体は、食料産業局長が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、食料産業局長に提出して、その承認を受けるものとする。

2 事業実施計画の変更又は中止若しくは廃止

事業実施計画の変更（食料産業局長が別に定める重要なものに限る。）又は中止若しくは廃止については、1に準じて行うものとする。

第6 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより補助するものとする。

第7 事業実施状況等の報告

事業実施主体は、食料産業局長が別に定めるところにより、事業実施計画を承認した食料産業局長に対し、本事業の実施状況等を報告するものとする。

第8 収益納付

1 事業実施主体は、食料産業局長が別に定めるところにより、本事業の実施に伴う収益の状況を報告するものとする。

2 国は、1の報告を受けた場合において、本事業の実施により事業実施主体に相当の収益が生じたと認めるときは、食料産業局長が別に定めるところにより、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額について、当該事業

実施主体に対し、その納付を命ずることができるものとする。

第9 その他

- 1 国は、事業実施主体に対し、本事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- 2 本事業の実施に当たっては、その種類、内容等に即して、農山漁村の男女共同参画社会の着実な形成を図るために「男女共同参画推進指針」（平成11年11月1日付け11農産第6825号経済局長、統計情報部長、構造改善局長、農産園芸局長、畜産局長、食品流通局長、農林水産技術会議事務局長、食糧庁長官、林野庁長官、水産庁長官通知）に基づく対策の着実な推進に配慮するものとする。
- 3 本事業の実施につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、食料産業局長が別に定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

別表(第3関係)

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
食品産業等生産性向上緊急支援事業 1 食品製造業生産性向上緊急支援事業 2 食品等物流効率化システム導入支援事業 3 農業データ知財保護・活用推進事業	食品製造業の生産性向上を図るため、次の1の事業を実施するとともに、2の事業について、1の事業により公募・選定した生産性向上緊急支援事業実施主体に対して補助を行う。 1 生産性向上推進事業 食品製造業における生産性向上を図るため、生産性を飛躍的に向上させる技術の導入や、即効性のある高性能設備の整備等の取組を行う生産性向上緊急支援事業実施主体を公募及び選定し、取組の審査評価を行う。 2 生産性向上設備導入事業 食品製造業における生産性向上を図るための生産性を飛躍的に向上させる技術の導入や、即効性のある高性能設備の整備等の取組を行う。 農産物等の物流効率化を図るため、出荷量予測や最適な配車・輸送ルートを決する「効率集出荷システム」、卸売市場等の入荷時間の平準化を図る「トラック予約受付システム」、パレット等の出入・分別・保管等を円滑化する「パレット管理システム」等のICTシステムを導入する取組を行う。 価値ある農業情報の知的財産としての保護の在り方や利活用のルールを整備するため、農業分野におけるビッグデータの知的財産としての保護・利活用に関するガイドラインに盛り込むべき内容について、有識者等による議論も踏まえつつ、整理・明確化する。また、必要に応じて、必要な調査等を行う。	1 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体 2 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体 3 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体

